

令和6年度 第2回四街道市社会教育委員会議

次第

日時：令和7年2月4日（火）9：30～

場所：四街道市役所第二庁舎2階 第2会議室

1 開会

2 委員長挨拶

3 会議の公開等について

4 議題

- （1）四街道市芸術文化振興助成金交付について
- （2）四街道市社会教育事業補助金交付要綱草案について
- （3）諸計画における社会教育施設の課題について
- （4）令和7年度社会教育関連事業予定について

※（1）及び（2）は事前送付資料を使用します。

（3）及び（4）の資料は機密性を保持する必要があることから、会議終了後回収いたします。

5 その他

6 閉会

(1) 四街道市芸術文化振興助成金交付について

資料No. 1 ～ 5

令和7年度 芸術文化振興助成金交付要望申請一覧

No.	団 体 名 代表者・氏名	開催日時 開催場所	事業名 目 的 ゲスト等	入場料 予定入場者	総経費額 助成対象額 要望金額	判断要件（要綱・基準）
1	能登半島災害支援募金チャリティー コンサート実行委員会 [redacted]	令和7年4月16日(水) 四街道市文化センター 大ホール	(事業名) 能登半島災害支援募金チャリティーコン サート (目 的) 「歌いたいが、なかなか実行できない市民 に広く呼びかけ、会場で皆様と一緒に歌い 聴くことにより、一体感の醸成、合唱文化 の理解を深められる」などを目的として、 皆様の心からの支援エールを行う。	入場料 無料 予定入場者 400名	383,000円 316,000円 168,000円	①要綱 第2条第1項第1号(音楽・演劇公 演) ②要綱 第4条第1項第1号(市内1/2以内の 額) ③基準 第3条第1項第1号 (市民が実施) ④基準 第4条第1項第1号 (企画事業) ⑤基準 第5条第1項第1号 (市内域内)
2	コール・ル・ヴェール [redacted]	令和7年5月30日(金) 四街道市四街道公民館 ホール	(事業名) コール・ル・ヴェール創立20周年記念コ ンサート (目 的) 「鑑賞に加え皆様と一緒に大きな声を出 して歌うことを楽しんでいただく」などを 目的として、会場の皆様へのひとときの安 らぎ、楽しさなど心の健康への一助となる ことを考える。	入場料 無料 予定入場者 200名	240,000円 208,000円 104,000円	①要綱 第2条第1項第1号(音楽・演劇公 演) ②要綱 第4条第1項第1号(市内1/2以内の 額) ③基準 第3条第1項第1号 (市民が実施) ④基準 第4条第1項第2号 (周年事業) ⑤基準 第5条第1項第1号 (市内域内)
3	四街道市民ミュージカル実行委員会 [redacted]	令和7年8月30日(土) 令和7年8月31日(日) 四街道市文化センター 大ホール	(事業名) 第7回四街道市民ミュージカル (目 的) 「四街道市民ミュージカルは、四街道の歴 史・出来事・人を中心としたオリジナル作 品で、この作品を通して地域の歴史を知る 機会となり親しみ関心を持つことで郷土愛 につながる」ことを目的として、市民の芸 術文化の意識向上を図り、市の芸術文化の 発展振興の一端を担う。	入場料2,000円 (子ども・障がい者 1,000円) 予定入場者1,400名	5,075,000円 3,819,000円 600,000円	①要綱 第2条第1項第1号(音楽・演劇公 演) ②要綱 第4条第1項第1号(市内1/2以内の 額) ③基準 第3条第1項第1号 (市民が実施) ④基準 第4条第1項第1号 (企画事業) ⑤基準 第5条第1項第1号 (市内域内)
4						



令和 6 年 12 月 12 日

四街道市教育委員会教育長 様

申請者

住所又は所在地

団体名

能登半島災害支援募金チャリティーコンサート実行委員会

代表者氏名

TEL

【携帯】

下記の事業について助成金の交付をうけたいので、関係書類を添えて要望いたします。

記

1 事業名 能登半島災害支援募金チャリティーコンサート

2 交付要望額 ¥158,000 円

3 添付書類

- ✓(1) 事業計画書
- ✓(2) 収支予算書
- ✓(3) 規約・会則等、会員名簿
- ✓(4) 活動内容の分かる資料（チラシ・パンフレット等）
- (5) 市外開催に係る理由書（市外開催の場合のみ）

【担当者連絡先】

〒
住所 四街道市
氏名
TEL
Fax
E-mail



事業計画書

事業名	能登半島災害支援募金チャリティーコンサート
事業区分	企画事業 記念・周年事業
日時	令和7年4月16日(水) 14時開演 16時終演予定
会場	名称 四街道市文化センター大ホール (収容定員 936 名) 所在地 四街道市大日396
参加者人数	約 450 人 (主催団体 50 人 + 一般参加者見込400人)
事業目的 【意義・効果】	事業について、市民参加の度合い (市民参加型や地域連動型等、教育普及効果の高さ)、公益性・公共性、(芸術性、創造性) 等が審査対象になりますので、具体的に詳しく記入下さい。
	市民参加性 (市民にどのように参加してもらうのか、どのように呼びかけるのか等) ①入場無料により多くの市民に参加してもらえ、 ②市政により、ちいさ新聞 定年時代他への開催予告記事掲載を依頼 又チラシは個別渡しの他公共施設のポスト、ラックを利用、広く市民に 呼びかける。
	公益性・公共性 (助成金の活用方法や効果、開催の意義等) ・高齢化、少人数化、年金生活者多数という現状のため、目的のための 原資を団員だけで拠出することは、むずかしい。助成して頂くことで 求められている事業が開催できることは大変ありがたい。 ・今回の目的は事業名の通り市民の心からの支援エールを送ることです。
	期待される効果 (今後の発展性等) ・いある市民の募金により さやかでも被災地への支援ができる。 ・なお、今回は募金の中から開催費用を引くことはせず、全額送金する。 ・歌いたい、なかなか実行できない市民に広く呼びかけ、会場と皆と 一緒に歌い聴くことにより、一体感の醸成、合唱文化の理解を深めらる。
	その他 (事業の特徴や独自性、特記事項等) ・高齢者の団体より無理なくこうした催物の開催できるお工夫した。 ・開催実行にあたっては、リハーサルカット、指揮料辞退など極力 費用を切りつめた。 ・土日の会場が全くとれる。水曜のため入場予定者数は400と仮定。

事業 内 容	ジャンル	(音楽)・演劇・舞踊・伝統芸能・美術・文芸・文化財 その他()
	入場者見込数	400名(事業が複数の場合は延べ人数)
	入場料の徴収	有()円・(無) / 割引(有・無)
	広報・周知方法	1.個人・団体へのチラシ配布、公民館等のラックに置く 2.市政だより、ちいさ新聞他への記事掲載 3.ポスター貼出し
	後援・協賛者	四街道市 四街道市教育委員会 } 後援申請中 四街道市地域振興財団
	構成等	(演目や曲目、特別出演者、展示作品の種類や点数等、事業の内容を具体的に記入下さい。) ・所要時間配分 1部→20分休→2部 計110分を予定 ・構成 来演者3団体は舞台上にいても並べ着席(来客の負担軽減) ①各団体の単独演奏(エッセイ、コーラス、コーラス、四重奏など) ②3団体合同演奏(コーラス、コーラスなど) ③ピアノ2名によるピアノ連弾 ④来場者の歌唱(1部、2部の約1/2を予定) 以上をとりまぜて行う(現在検討中) ・曲目 「ふるさと」「ビリーヴ」など 唱歌童謡・抒情歌など懐かし 又元氣のある曲を中心にする。 ・当日会場内(ホワイエ、受付)において募金活動を行う。
その他・特記事項	・福祉分野でも心身の健康のため特に推奨されている歌うことの楽しさや エネルギー再生産の効果や来客だけ引き出せるよう、選曲・進行に 留意し構成を検討している。 ・それにより多くの善意が集まることを希望している。	

収 支 予 算 書

【収入の部】

区 分		予 算 額 (単位：千円)	積 算 内 容 (単位：円)
事業収入	チケット売上金	0	
	寄付金・協賛金	0	
	プログラム等売上金	120	当日会場内物販の資料200円×400部
	一般参加費	0	入場無料
	小 計 (ア)	120	
市助成金 (イ)		158	助成対象経費 15600円×50%
自己負担	会員参加費	105	
	団体拠出金	0	又団会費による運営はギリギリの状態で行っているため拠出の余裕がない。
	小 計 (ウ)	105	
総額 (ア) + (イ) + (ウ)		383	

【支出の部】

区 分		予 算 額 (単位：千円)	積 算 内 訳 (単位：円)
助 成 対 象 経 費	会場費	97	文化センター大ホール控室 54,800円 舞台設備使用料 8,870円 音響設備使用料 12,340円 照明設備使用料 19,930円 計 96,260円
	出演費	100	ピアニスト2名(伴奏・連弾録) × 50,000円
	謝金	44	舞台設備・スタッフのバスマス
	印刷費	40	チラシ・ポスター(1,000枚)、入場整理券、パンフレット 3,000枚
	保険料	5	1日保険 50名
	記録費	20	写真・CD・DVD作成
	通信費	10	送料、切手代
	小 計 (A)	316	315,660
	会議費	5	会議・作業等のための音障借用料
	事務費	15	実行委発行発行、必要楽譜、コピー代
助 成 対 象 外 経 費	予備費	47	予算額超過の補填等 追加練習費用
	小 計 (B)	67	67,433
総計 (A) + (B)		383	383,093

能登半島災害支援募金チャリティーコンサート開催要項

2024.12.12

2024年1月来の能登半島被災地の状況を知るにつけ、被災された方々のために私たちにできる事がないだろうかと考えていた。災害地の復興には長い時間がかかり、そのための資金が必要となる。高齢者の多い団員が今の自分たちでできる合唱を活かした募金活動として、目的に賛同して下さるご来場の皆様と共に歌うチャリティーコンサートを、3団体が協力して企画した。

開催日：2025年(令和7年)4月16日(水)13：30開場 14：00開演 16：00終演予定

会場：四街道市文化センター大ホール

入場：入場無料 全席自由

その他：①各団には開催資金がなく、団員も年金生活者が多いため、当日ご来場者が使用の資料300円は入場後購入をお願いする

②募金箱に入れて頂いた募金は全額、日本赤十字社を通して被災地へお届けする

能登半島災害支援募金チャリティーコンサート実行委員会組織

代表者：[REDACTED]

実行委員長：[REDACTED]

会計：[REDACTED]

総務：[REDACTED]



四街道市芸術文化振興助成金交付要望書

令和 6 年 / 2 月 / 2 日

四街道市教育委員会教育長 様

申請者

住所又は所在地

団体名

コール・ル・ヴェール

代表者氏名

TEL

【携帯】

下記の事業について助成金の交付をうけたいので、関係書類を添えて要望いたします。

記

1 事業名

コール・ル・ヴェール創立20周年記念コンサート

2 交付要望額

104,000 円

3 添付書類

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 規約・会則等、会員名簿
- ④ 活動内容の分かる資料（チラシ・パンフレット等）
- ⑤ 市外開催に係る理由書（市外開催の場合のみ）

【担当者連絡先】

〒

住所

氏名

Tel

Fax

同上

E-mail



事業計画書

事業名	フール・イン・ザ・スクール 創立20周年記念コンサート
事業区分	企画事業 ・ ○記念・周年事業
日時	令和7年5月30日(金) 午後2時開演(予定)
会場	名称 四街道公民館 ホール (収容定員 200名) 所在地 四街道市四街道 1532-17
参加者人数	約 200人 (主催団体 17人 + 一般参加者見込183人)
事業目的 【意義・効果】	事業について、 <u>市民参加の度合い</u> (市民参加型や地域連動型等、教育普及効果の高さ)、 <u>公益性・公共性</u> 、(芸術性、創造性) 等が審査対象になりますので、具体的に詳しく記入下さい。
	市民参加性 (市民にどのように参加してもらうのか、どのように呼びかけるのか等) ・市議会により記事と掲載。 ・公民館で活動している団体に案内状・ちらしと配布。 (四街道、旭、千代田公民館) 又、各公民館と、市役所、文化センター、福祉センター、わろわべの里の行事案内ブックにちらしと挟む。 ・友人・知人に団員を呼びかける。
	公益性・公共性 (助成金の活用方法や効果、開催の意義等) ・体力的に遠方への外出が困難な方々に身近な場所で気軽に音楽に親しんでいただくことかできる。 ・ゲスト演奏もプログラムに入れ、より豊かなコンサートを楽しんでいただく。 ・開催に係る諸経費はすべて団員参加費で賄うため、団員の負担が軽減される。
	期待される効果 (今後の発展性等) ・会場の皆様には、合唱とソロ演奏(独唱、ピアノ)の鑑賞に加え、「皆様と一緒に歌いましょう!!」のコーナーを設け、大きな声を出して歌うことを楽しんでいただく。 ・高齢でありながらも、合唱団が元気に歌う姿、明るい歌声をお届けすることにより、会場の皆様へのひとときの寄り添い、楽しさや心身の健康への一助となり得るのではないかと考え、願っている。
	その他 (事業の特徴や独自性、特記事項等) 2004年の創部より20年を迎えるの記念コンサートです。 私達は団員の多くが高齢となり人数も減少しておりますが、合言葉「心と心づいて」とモットーに温かい人柄の優れた音楽家として「活躍の先生、マブール・ク」先生、マブール・ク先生のご指導の美しいハーモニーと求め楽しく学び続けています。 合唱愛好者も高齢化が進み、四街道に根づいていた盛んな合唱文化も衰えが危惧される昨今ですが「高齢になっても元気に歌い続けている」を発信し、四街道の音楽文化を若い方々や次世代に繋げてゆきたい!と、いさなからその力になりたい!との思いもコンサートに込めております。 どうぞよろしくご鑑賞くださいますようお願いいたします。

事業内容	ジャンル	音楽・演劇・舞踊・伝統芸能・美術・文芸・文化財 その他（ ）
	入場者見込数	200 名（事業が複数の場合は延べ人数） （主催者はスタッフ含め17人）
	入場料の徴収	有（ ）円 ・ 無 / 割引（有・無）
	広報・周知方法	・ 「市報」より記事掲載と依頼する。団員から友人知人に呼びかける。 ・ 公民館（四街道旭子田）活動団体に案内状を配付。又公民館と市役所文化センター・福祉センター・わろばんの里の行事案内カードに貼り付け。
	後援・協賛者	四街道市教育委員会に後援と依頼する。
	構成等	（演目や曲目、特別出演者、展示作品の種類や点数等、事業の内容を具体的に記入下さい。） フォレストヴェール創立20周年記念コンサート 演目・曲目 ・ 団で歌ってきた思い出の歌など 「月の角笛」より うぐいすねこせかい、フクロ ・ 現在、新たに挑戦し、学んでいる曲。 丹澤、沙羅、鶴 ・ ゲストの演奏 独唱、ピアノ独奏 ・ ご来場者と共に歌う ※ 具体的な構成、曲目選定については現在検討中
その他・特記事項	四街道公民館ホールは、防音設備が無い為、他の部屋からの音も演奏の妨げになるので、 当日、午前（リハーサル）、午後（本番）は、全館借切で使用します。	

収 支 予 算 書

【収入の部】

区 分		予 算 額 (単位：千円)	積 算 内 容 (単位：円)
事業 収入	チケット売上金		
	寄付金・協賛金		
	プログラム等売上金		
	一般参加費		
	小 計 (ア)		
市助成金 (イ)		104	支出のうち助成対象経費×0.5 $208 \div 2 = 104$
自己 負担	会員参加費	136	$15000 \times 9 = 135000$ $(15111 \times 9 = 135999)$
	団体拠出金	0	
	小 計 (ウ)	136	
総額 (ア) + (イ) + (ウ)		240	

【支出の部】

区 分		予 算 額 (単位：千円)	積 算 内 訳 (単位：円)
助 成 対 象 経 費	出演費	128	当日指揮・ピアノ伴奏 88,000円 山口漁奏 (2人) 40,000円 128,000
	謝 金	7	スタッフ(会場)3人 2,200円×3人 6,600
	会場費	15	公民館・ホール他 全館 9,000円×7割
	設営費	10	ホール椅子設置他 (シルバー人形等) 撤収
	通信費	2	切手代 等 (案内状・礼状)
	印刷費	30	チラシ(500枚)プログラム(220部) 整理券(250枚) 印刷
	記録費	15	保存用写真・CD
	保険料	1	参加者 1日
小 計 (A)		208	
助 成 対 象 外 経 費	会議費	4	公民館 部屋代 (5回) 会費
	花 代	11	花束 (5,500円×2)
	消耗品	8	紙代・文具代・コピー代
	予備費	9	特別練習 など
小 計 (B)		32	
総計 (A) + (B)		240	

会 則

1. 名 称 本会は、コール・ル・ヴェールと称する。
2. 目 的 本会は、合唱を楽しみ、コミュニケーションを深めることを目的とする。
3. 会員資格 本会は、会の目的に賛同する者をもって構成する。
4. 入退会 入会及び休・退会は、各自マネージャーに申し出る。
5. 運営組織
 - (1) 本会には次の役員を置き、運営に必要な事柄を行う。
 - ① マネージャー（会を代表し、内外の仕事を行う） 2名
 - ② 会計（集金・支払い、その他収支状況を記録し、年度末には
決算報告・次年度予算を作成する） 2名
 - ③ パート長（各パートへの連絡・集金・欠席の受理等） 3名
 - (2) ①②③の任期は1年とする。但し再選・兼務を妨げない。（4月～翌年3月）
 - (3) 選出方法は、立候補及び推薦とする。
 - (4) 特別な行事の場合は、臨時役員を選出する。
 - (5) 会員は互いに協力し、順次役割分担して運営に参加する。
6. 運営方法
 - (1) 練習日は金曜日とし、四街道公民館において原則 11:00～13:00 まで行う。
 - (2) 練習日に欠席する会員は、必ずパート長に連絡する。
 - (3) 会の運営は、入会金及び会費をもって充てる。（会計内規参照）
 - (4) 総会は年一度開き、一年間の反省、会計報告、新役員承認、その他必要事項の決定を行う。
7. 役員会 役員会開催は、必要に応じてマネージャーが招集することができる。
8. 会則変更 会則の変更は、会員の承認を得て行うことができる。



四街道市芸術文化振興助成金交付要望書

令和 6 年 12 月 10 日

四街道市教育委員会教育長 様

申請者

住所又は所在地

四街道市民ミュージカル事務所

団体名

四街道市民ミュージカル実行委員会

代表者氏名

TEL

【携帯】

下記の事業について助成金の交付をうけたいので、関係書類を添えて要望いたします。

記

- 1 事業名 第7回四街道市民ミュージカル
「少年がつくった街Ⅱ ～四街道市鹿放ヶ丘開拓史～」(仮称)

2 交付要望額 500,000 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約・会則等、会員名簿
- (4) 活動内容の分かる資料(チラシ・パンフレット等)
- (5) 市外開催に係る理由書(市外開催の場合のみ)

【担当者連絡先】

〒
住所 四街道市民ミュージカル事務所内
氏名
TEL
E-mail



事業計画書

事業名	第7回四街道市民ミュージカル 「少年がつくった街Ⅱ ～四街道市鹿放ヶ丘開拓史～」(仮称)	
事業区分	企画事業 ・ 記念・周年事業	
日時	令和7年8月30日(土) 13:30 開演 8月31日(日) 13:30 開演 予定	
会場	名称 四街道市文化センター大ホール (収容定員 943名) 所在地 四街道市大日 396	
参加者人数	約 110人 (主催団体 10人 + 一般参加者見込 100人)	
事業目的 【意義・効果】	事業について、市民参加の度合い(市民参加型や地域連動型等、教育普及効果の高さ)、公益性・公共性、(芸術性、創造性)等が審査対象になりますので、具体的に詳しく記入下さい。	
	市民参加性	(市民にどのように参加してもらうのか、どのように呼びかけるのか等) ・募集対象＝一般市民、小中高の児童・生徒(障がい者児)を含む。 ・募集内容＝出演者、実行委員、ボランティアスタッフ ・募集方法＝令和7年 月より市内の小中学校全児童対象に、市内の高校、あてに募集チラシを配布。広報情報誌、SNS等により、全市民対象に出演者募集。 ・この活動を通して、出演者と観客との一体感・感動の共有を持つことを大切に継続していくことがとても大切だと思っています。少子化・核家族化・デジタル化など昨今の社会的背景によって大きく変化し子どもを取り巻く環境は厳しいものがあります。この様な活動を通して、子どもたちが心身共に健やかに成長できる地域にしていきたいと思います。 ・市内市民団体の人たちとの交流を築き、互いの主催イベントに協力をし合い、公演当日のスタッフ協力ができ、またチケット普及などにも協力関係を築いていきます。 市内中学校・高校へ学校を通して、生徒たちへボランティアスタッフ(記録写真・衣装製作スタッフ・舞台スタッフ・メイクアップスタッフなど)の呼びかけをしていきます。

	公益性・公共性	(助成金の活用方法や効果、開催の意義等) 物価高騰・経済格差社会が広がる現在、この助成金を受けることで出演参加費・チケット代を値上げすることなく公演が出来ることはとても重要に思っています。 市民ミュージカルを公演してきて、観劇頂いた方から”感動した・素晴らしいかった”という声が多く聞かれます。 四街道市民ミュージカルは、四街道の歴史・出来事・人を中心にオリジナル作品を2013年から隔年で公演を行ってきました。四街道市民ミュージカル作品を通して地域の歴史を知る機会となり親しみ関心を持つことで郷土愛につながることを期待します。 出演者の子どもたちの中には、不登校・サポート学級など課題を抱えた子どもたちが見違えるように変わっていきます。異なる人たちが、共に生きる地域社会を築いていきます。市民の芸術文化の意識向上を図り、市の芸術文化の発展振興の一端を担っていきます。
	期待される効果	(今後の発展性等) 四街道市民ミュージカルは、四街道の歴史・出来事・人を中心にオリジナル作品を2013年から隔年で公演を行ってきました。四街道市民ミュージカル作品を通して地域の歴史を知る機会となり親しみ関心を持つことで郷土愛につながることを期待します。 出演者の子どもたちの中には、不登校・サポート学級など課題を抱えた子どもたちが見違えるように変わっていきます。異なる人たちが、共に生きる地域社会を築いていきます。市民の芸術文化の意識向上を図り、市の芸術文化の発展振興の一端を担っていきます。
	その他	(事業の特徴や独自性、特記事項等) 子どもたちが、出演者・スタッフとして関わることで、学校の中だけでは学べない多様な実体験を通して物事を考える力となり今後の進路の参考になることを期待します。
事業内容	ジャンル	音楽・ <u>演劇</u> ・舞踊・伝統芸能・美術・文芸・文化財 その他()
	入場者見込数	1,400名(事業が複数の場合は延べ人数)
	入場料の徴収	有(一般2,000円・子ども・障がい者1,000円)
	広報・周知方法	市広報・財団ニュース・SNS、小中学校にチラシ配布、駅頭掲示板ポスター貼り出し。市内公共施設にてチラシ設置・ポスター掲示。

後援・協賛者	後援団体：四街道市教育委員会・四街道市社会福祉協議会・PTA 連絡協議会・四街道子ども会育成連合会など（申請予定）（公演の宣伝・チケット普及の協力）読売新聞千葉支局・毎日新聞千葉支局・朝日新聞千葉総局・東京新聞千葉支局（名義後援・記事掲載） 協賛：市内外企業・商店・個人（協賛金提供交渉予定）
構成等	（演目や曲目、特別出演者、展示作品の種類や点数等、事業の内容を具体的に記入下さい。） 演目 第7回四街道市民ミュージカル「少年がつくった街Ⅱ～四街道市鹿放ヶ丘開拓史～（仮題）」 あらすじ 「昭和20年、終戦で満州行が中止となった14才から17才の満蒙開拓団の少年たちが、四街道駅に降り立った。そこに待っていたものは、軍馬・戦車で固められた見渡す限りの荒野。遠くに、富士・筑波山が見えたという・・・」この物語は、戦後における少年たちの「絶望から希望」へと続く、四街道「鹿放ヶ丘開拓」の歴史をモチーフにした物語です。2015年第2回四街道市民ミュージカルにて公演をした作品を脚色し第7回にて公演します。 特別出演者：市長・教育長・市議会議員へ出演を呼びかけます。
その他・特記事項	市内外の市民団体が当日ボランティアとして関わることで、お互いの活動を支え合う繋がりが生まれました。 第1回に出演した子どもたちが大学生・社会人になり、今回出演者となったり、舞台スタッフとして関わるなど子どもたちの成長がありました。担い手やボランティアスタッフを充実させることが課題となっています。今回は市内中学校・高校へボランティアスタッフの呼びかけをし、ボランティアスタッフを充実していきネットワークを広げていきたいと思っています。

収支予算書

【収入の部】

区 分			予算額 (単位千円)	積算内容				
				単価	人数・枚数	単位	回数	単位
事業収入	チケット売上金	一般	2,400	2,000	1,200			
		子ども・障がい者	150	1,000	150			
		一般当日	125	2,500	50			
	出演参加費	一般	800	20,000	40			
		子ども・障がい者	350	10,000	35			
		年長児～小2	75	5,000	15			
		グループ参加 一般	30	3,000	10			
		グループ参加 子ども	20	2,000	10			
		協賛金	企業・団体	40	20,000	2		
	50			10,000	5			
	75			5,000	15			
	60			3,000	20			
	個人		40	1,000	40			
	小計 (ア)		4,215					
市助成金 (イ)		500	500,000	1				
自己負担	団体拠出金 (ウ)		360	360,000	1			
総額 (ア)+(イ)+(ウ)		5,075						

【支出の部】

区 分			予算額	積算内容
-----	--	--	-----	------

			(単位千)	単価	人数・枚数	単位	回数	単位	
助成対象経費	謝金	会場整理	36	3,000	6	人	2	日	
		駐車場誘導	12	3,000	2	人	2	日	
	印刷費	公演チラシ	36	1.8	20,000	枚			
		公演ポスター	6	60	100	枚			
		プログラム(パンフレット)	96	64	1,500	札			
	出演費	指揮者	150	50,000	1	人	3	回	
		公演ピアノ演奏	150	50,000	1	人	3	回	
		公演エレクトーン	150	50,000	1	人	3	回	
		演奏者	50	50,000	1	人	1	式	
	音楽費	作詞料	50	50,000	1	人	1	式	
		作曲料	200	200,000	1	人	1	式	
		ピアノ調律費	23	23,000	1	人	1	式	
	文芸費	原作料	30	30,000	1	人	1	式	
		脚色料	150	150,000	1	人	1	式	
		演出	300	300,000	1	式			
		振付	300	300,000	1	式			
		美術プラン料	100	100,000	1	人	1	式	
		衣装プラン	50	50,000	1	人	1	式	
		舞台監督費	200	200,000	1	人	1	式	
		舞台監督助手	100	100,000	1	人	1	式	
		舞台スタッフ費	60	5,000	3	人	4	日	
		会場設営費	20	5,000	2	人	2	日	
	舞台制作費	大道具制作・運搬費	400	400,000	1	式			
		小道具制作費	50	50,000	1	式			
		衣装制作費	200	200,000	1	式			
		照明プラン・照明費	500	500,000	1	式			
		音響プラン・音響費	400	400,000	1	式			
	小計(A)			3,819					
助成対象外経費	稽古費	演出助手	100	100,000	1	式			
		歌唱指導	150	7,500	20	回			
		振付助手	50	50,000	1	式			
		稽古ピアノ	105	7,500	14	回			
		稽古ピアノ	150	7,500	20	回			
	交通費	舞台監督	23	2,340	1	人	10	回	
		美術	23	2,340	1	人	10	回	
	舞台費	舞台製作・スタッフ弁当代	48	400	30	個	4	日	
		舞台制作宿泊費	60	3,000	5	人	4	日	
	印刷費	参加者公募チラシ	0	0	0	枚			
		参加者公募ポスター	0	0	0	枚			
	制作費	事務所経費	200	20,000	1	月	10	月	
		事務人件費	150	15,000	1	人	10	月	
		消耗品費	142	142,000	1	式			
		通信関係費	10	10,000	1	式			
		その他	45	45,000	1	式			
	小計(B)			1,256					
	総計(A)+(B)			5,075					

四街道市民ミュージカル実行委員会会則

私たち「四街道市民ミュージカル実行委員会」は、この街に豊かな文化の発展を願い、市民ミュージカルがおりなす感動を共有したい。たくさんの感動に出会えたら、人として心豊かな感性が育まれます。「障がいのある人、ない人」が一緒になって、小さなお子さんから大人まで、幅広い市民文化交流による新しい市民文化の創出と、地域の人と心の絆を築く「市民ミュージカル」を立ち上げ、公演にとり組めます。

第1条（会の運営に当たっての所在地）

公演に当たって事務所を四街道市内におきます。

第2条（会の目的）

幅広い市民参加で「ミュージカル」を公演し、地域文化の発展に寄与することを目的とします。

第3条（公演の運営）

公演は「四街道市民ミュージカル実行委員会」が運営にあたります。

第5条（四街道市民ミュージカル実行委員会）

実行委員会は、15～20名で構成し、代表1名、副代表2名、事務局長1名、会計1名を選出し、必要に応じて実行委員会を開催し、運営にあたります。

第6条（会計監査）

会計監査2名を選出します。

第7条（収支決算）

*公演の終了後7日以内に収支決算を行い、共催団体の承認を受けるものとします。

*収支決算において剰余金が発生した場合は協議の上、次回の市民ミュージカル立ち上げ資金へ充当するか、福祉団体などへ寄付とします。

（付則）

①、 この会則は2012年7月4日より施行します。

芸術文化振興助成金事業実績 <平成27年度～令和6年度>

No.		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	団体名	四街道市民ミュージカル実行委員会		四街道市民ミュージカル実行委員会	四街道市民オペラ実行委員会	四街道市民ミュージカル実行委員会	四街道市民美術協会	四街道市民ミュージカル実行委員会	四街道市民オペラ実行委員会	四街道太鼓みかき会	四街道市民オペラ実行委員会
	代表者名										
	事業名	四街道市民ミュージカル公演Ⅱ	交付事業なし	第3回 四街道市民ミュージカル公演	第1回 四街道市民オペラ公演	第4回 四街道市民ミュージカル公演	第3回 四街道市民ミュージカル公演	第5回 四街道市民ミュージカル公演	第3回 四街道市民オペラ公演	35周年記念公演	第4回 四街道市民オペラ公演
	実施日	平成27年8月29日・30日		平成29年9月2日・3日	平成30年9月1日	令和元年8月31日・9月1日	<事業中止>	<事業中止>	令和4年8月27日 市文化センター	令和5年9月3日 市文化センター	令和6年8月31日・9月1日 市文化センター
	実施場所	市文化センター		市文化センター	市文化センター	市文化センター					
	総事業費	6,366,150円	0円	3,490,958円	6,373,000円	5,150,516円	442,000円	5,584,000円	4,410,065円	573,352円	4,625,000円
2	団体名	四街道市大正琴同好会				四街道写友会	四街道市民オペラ実行委員会	四街道市民美術協会		四街道混声合唱団	
	代表者名										
	事業名	四街道市大正琴同好会20周年記念演奏会				四街道写友会創立40周年記念写真展	四街道市民オペラ公演・作品集刊行	第3回 四街道市民ミュージカル公演・作品集刊行		創立40周年記念演奏会	
	実施日	平成27年7月30日				令和元年5月28日～6月2日 市民ギャラリー	<事業中止>	令和4年2月1日発行		令和5年9月17日 市文化センター	
	実施場所	市文化センター									
	総事業費	713,627円	0円	0円	0円	78,051円	5,656,433円	442,000円	0円	533,429円	0円
3	団体名	マンドリーノ・チェリー				歌謡会	四街道シニア・ポップス・オーケストラ	四街道シニア・ポップス・オーケストラ		四街道市民ミュージカル実行委員会	
	代表者名										
	事業名	マンドリーノ・チェリー創立15周年記念演奏会				第50回記念 歌謡会	10周年記念定期演奏会	第3回 四街道市民オペラ公演		第6回 四街道市民ミュージカル公演	
	実施日	平成28年3月21日				令和元年7月7日 市文化センター	<事業中止>	令和4年1月16日 市文化センター		<事業中止>	
	実施場所	市文化センター									
	総事業費	541,878円	0円	0円	0円	547,494円	484,000円	500,000円	0円	4,365,000円	0円
4	団体名										
	代表者名										
	事業名										
	実施日										
	実施場所										
	総事業費	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
年間総事業費		7,621,655円	0円	3,490,958円	5,373,000円	5,775,061円	0円	942,000円	4,410,065円	5,411,781円	4,625,000円
年間総助成金		828,000円	0円	500,000円	500,000円	671,000円	0円	372,000円	500,000円	865,000円	500,000円

○四街道市芸術文化振興助成金交付要綱

平成6年3月28日

告示第49号

(趣旨)

第1条 市長は、芸術文化の振興を図るため、市民が行う芸術文化活動に要する経費について、四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、当該年度の予算の範囲内において四街道市芸術文化振興助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(対象事業)

第2条 助成金の交付対象となる活動（以下「事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、政治的又は宗教的な宣伝意図を目的とする事業及び営利目的が顕著な事業は対象としない。

- (1) 音楽、演劇、舞踊、演芸、伝統芸能等の公演又は公開
- (2) 美術の展示及び関連活動
- (3) 文芸、映像芸術の創造又は公開
- (4) 伝統的建造物、遺跡等を保存し、又は活用する活動
- (5) 民俗芸能を保存し、又は活用する活動
- (6) 文化財の保存技術又は伝統工芸技術の伝承又は復活のための活動

2 前項に規定する事業は、市の区域内又はこれに隣接する市の区域で実施するものに限るものとする。

（平21告示63・平25告示37・一部改正）

(対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1事業につき500,000円を上限とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市の区域内で実施する事業 助成対象経費総額の2分の1以内の額
- (2) 市に隣接する市の区域で実施する事業 助成対象経費総額の4分の1以内の額

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（平16告示136・平21告示63・平25告示37・一部改正）

(交付申請)

第5条 規則第3条の規定により助成金の交付を受けようとする者は、芸術文化振興助成金交付申請書（様式第1号）を当該年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、芸術文化振興助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者は、事業計画等の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、芸術文化振興助成金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、助成金の交付決定の内容を変更し、又は一部若しくは全部を取り消すことができる。

2 第5条第2項の規定は、前項の場合において準用する。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする者は、芸術文化振興助成金実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算（見込）書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により助成事業の完了に係る成果の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付の決定と適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、芸術文化振興助成金交付確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 前条の規定により通知を受けた申請者が助成金の交付を受けようとするときは、芸術文化振興助成金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(交付方法)

第11条 助成金の交付方法は、前条に規定する請求者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成6年4月1日から施行する。

(平23告示55・旧附則・一部改正)

(失効等)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る助成金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。

(平23告示55・追加、平26告示65・平27告示42・平30告示49・

令3告示32・一部改正・令6告示60)

附 則 (平成16年告示第136号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成21年告示第63号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第55号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第37号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第65号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年告示第42号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成30年告示第49号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成31年告示第55号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第32号)

附 則（令和３年告示第１５６号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和３年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

四街道市芸術文化振興助成金交付に係る審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、四街道市芸術文化振興助成金交付要綱（平成6年告示第49号。以下「要綱」という。）第6条の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、要綱の例による。

(基準)

第3条 要綱第1条に規定する「市民が行う」とは次に掲げるものをいい、審査の際は第1号に該当するものを優先するものとする。

- (1) 市民自らが要綱第2条第1項に規定する事業を行うもの
- (2) 市民自らは要綱第2条第1項に規定する事業を行わないが、事業の企画や運営に参加するもの

第4条 要綱第2条第1項に規定する事業について、次に掲げる事業に該当するものを優先する。

- (1) 企画事業（実行委員会等を組織して行うものとする。）
- (2) 記念事業、周年事業（おおむね10周年以上のものとする。）

2 要綱第2条第1項ただし書の規定のほか、次に掲げる事業については要綱の助成金の対象からは除くものとする。

- (1) 学校、企業、職能団体及びこれらに準ずる団体が行う活動
- (2) 教授所、教室等が行う稽古事等の発表活動
- (3) 団体の総会、集会等の活動
- (4) 販売、出版、寄付等を目的とした活動
- (5) 要綱の助成金のほかに公的な機関から補助金や委託費等が支出されている事業

第5条 要綱第2条第2項に規定する事業の実施区域の優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 四街道市の区域内
- (2) 四街道市に隣接する市の区域

2 前項第2号に規定する区域で助成金の交付対象となる活動は、記念事業及び周年事業のみとし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 国・県等公共団体により依頼があった場合

(2) 施設の工事等により市内での会場の確保が困難な場合

(3) 市長が特別に認める場合

第6条 要綱第3条に規定する助成対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公演及びリハーサル、ゲネプロなどの直接的経費とし、練習に係るものは除く。

(2) 主催団体の構成員に支払われる経費（賃金、謝金、手数料、委託料、交通費）は除く。

(3) 主催団体又は、個人の所有となる備品（楽器、楽譜、事務機器、衣類等）は除く。

第7条 要綱第4条第1項に規定する助成金の額については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 企画事業は50万円を上限とする。

(2) 記念事業、周年事業は20万円を上限とする。

（審査）

第8条 要綱第6条に規定する審査に当たっては、四街道市社会教育委員の審議を経るものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号については、平成26年度以降の適用とする。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(2) 四街道市社会教育事業補助金交付要綱草案について

資料No. 6～ 9

四街道市社会教育事業補助金交付要綱（令和 7 年 4 月 1 日施行予定）草案について

現状

補助金交付の趣旨

社会教育活動の推進を図ることを目的として、四街道市社会教育事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市民が行う社会教育事業に要する経費について、当該年度の予算の範囲内において交付しています。

補助金交付対象者・交付限度額

■ 補助金交付対象者

要綱第 2 条により、補助金の交付対象者として、次表左欄 8 団体と規定しています。

■ 交付限度額

要綱第 10 条により、補助金の交付限度額を、次表右欄のとおり規定しています。

補助事業者名	補助金の限度額
四街道市婦人会	145,000 円
四街道市 P T A 連絡協議会	92,000 円
四街道市ユネスコ協会	77,000 円
四街道市レクリエーション協会	54,000 円
ボーイスカウト四街道第 1 団	40,000 円
ボーイスカウト四街道第 2 団	40,000 円
ガールスカウト千葉県第 62 団	40,000 円
四街道市郷土歴史館設立期成会	200,000 円

交付実績

直近 5 年間の交付実績は表 1 のとおりです。

表 1

限度額	145,000 円	92,000 円	77,000 円	54,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円	200,000 円
団体名	四街道市 婦人会	四街道市 PTA連絡 協議会	四街道市 ユネスコ協会	四街道市 レクリエーション協会	ボーイスカウト 四街道 第1団	ボーイスカウト 四街道 第2団	ガールスカウト 千葉県 第62団	四街道市 郷土歴史館 設立期成会
R1	72,000 円	92,000 円	77,000 円	54,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円	157,000 円
R2	27,000 円	0 円	39,000 円	30,000 円	40,000 円	40,000 円	30,000 円	123,000 円
R3	27,000 円	0 円	0 円	10,000 円	40,000 円	40,000 円	38,000 円	200,000 円
R4	29,000 円	0 円	0 円	20,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円	200,000 円
R5	38,000 円	61,000 円	0 円	46,000 円	40,000 円	40,000 円	0 円	0 円
役員数	11人	16人	9人	16人	15人	10人	14人	12人程度
交付年での 活動実績	30回	27回 以上	90回	90回	47回	34回	21回	20回
1人当たり活動	2.7	1.68	8	5.6	3.1	3.4	1.5	1.6

現状に対する課題

課題 1

補助金の交付対象者を要綱第 2 条で規定しておりますが、同規定のように、交付対象者を特定の者に限定する事例は、本市の他の補助金及び助成金に係る要綱等の規定では見つけることが出来ません。

※（参考：4 例）本市の他の補助金及び助成金に係る要綱等が規定する交付対象

四街道市芸術文化振興助成金交付要綱（平成6年3月28日 告示第49号）

【補助対象事業】

市の区域内又はこれに隣接する市の区域で実施する次の事業

①音楽、演劇、舞踊、演芸、伝統芸能等の公演又は公開②美術の展示及び関連活動③文芸、映像芸術の創造又は公開④伝統的建造物、遺跡等を保存し、又は活用する活動⑤民俗芸能を保存し、又は活用する活動⑥文化財の保存技術又は伝統工芸技術の伝承又は復活のための活動

四街道市認定農業者推進事業補助金交付要綱

【補助対象者】

農業経営改善計画の認定を受けた経営体。ただし、本要綱に係る事業予算の会計年度において、一度も事業を実施していない場合に限る。

四街道市自主防災組織補助金交付要綱（昭和62年3月30日告示第19号）

【補助対象者】

自主防災組織

四街道市農商工等連携推進事業補助金交付要綱

【補助対象者】

地域資源を活用した農商工等連携推進事業を行う連携体（条件：①連携体の代表者が市内に事務所・事業所を有し、市内を主な活動範囲としていること。②連携体が2者以上で構成されていること。③運営及び会計処理が適正に行われていること。）

課題 2

補助金の交付限度額について、要綱第 5 条で規定していますが、前頁表 1 のとおり、交付対象事業者の活動実績の実情に見合った金額の設定とは言えないと考えます。

また、一部の交付対象事業者のみ高額な限度額を設定していることは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 3 条第 1 項（※）に規定する、公正かつ効率的に使用されるように努める義務に抵触すると言われなくもない懸念があります。

※ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 3 条第 1 項

各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

主な変更点

- ①第 2 条で規定（要綱の別表）する補助金の「補助事業者」を「補助対象事業」に改め（次表 表 2 参照）、第 2 条を第 3 条に改めます。
- ②要綱の別表の「補助事業者名」を「補助対象事業」に改め、表中を次表 表 2 の文言に改めます。
- ③第 3 条、第 4 条の規定を「補助対象経費」として第 4 条に統合します。
- ④第 1 条文中の社会教育事業を行う主体を「市民」から「社会教育関係団体（※ 1）」に改めます。
- ⑤第 2 条として「社会教育関係団体」の定義を加えます。

これらのほか、現行第 3 条が規定する事業の内容は、社会教育関係団体が行う事業の活動内容（＝社会教育活動（※ 2））であることから、その旨の文言に改めるとともに、第 1 条文中における社会教育事業を行う主体を「市民」から「社会教育関係団体」に改め、併せて第 2 条に社会教育関係団体の定義を設定しました。

（この草案作成に当たっては、本市企画財政部財政課の助言の上、「鴨川市社会教育関係事業補助金交付要綱」の規定を参考にしております。）

また、交付対象事業者のうち「四街道郷土歴史館設立期成会」については、今後本市文化センター改修工事完了後において歴史民俗資料施設（仮称）が設置され、同会の役割が終える見込みであることや、現在は活動を継続していながらも本市の補助を得なければ活動できない状況ではない実態である旨、同会会長からヒアリングを受けております。

以上の理由から、四街道市郷土歴史館設立期成会の項は削除することとしました。

（なお、事前に同者に対し、上記理由から今後は社会教育事業補助金の交付の見込みが無い可能性を伝えたところ、了承した旨の回答をいただいたことを付け加えます。）

表 2

草案	現行
補助対象事業	補助事業者名
婦人会活動事業	四街道市婦人会
P T A 連絡協議会活動事業	四街道市 P T A 連絡協議会
ユネスコ協会活動事業	四街道市ユネスコ協会
レクリエーション協会活動事業	四街道市レクリエーション協会
ボーイスカウト・ガールスカウト活動事業	ボーイスカウト四街道第 1 団
	ボーイスカウト四街道第 2 団
	ガールスカウト千葉県第 6 2 団
	四街道市郷土歴史館設立期成会

※ 1 社会教育関係団体

学習・文化・スポーツなど社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、その活動を、地域文化・スポーツの向上や生活文化の振興、さらには社会福祉の増進につなげ、自主的な運営をする団体で教育委員会に申請し、登録された団体。（社会教育法により規定（※））

※ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条

この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

※ 2 社会教育活動

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 2 条に規定される活動

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

次表のとおり補助金の限度額設定の変更を提案します。

	草案	現行
補助事業者名	補助金の限度額	補助金の限度額
婦人会活動事業	80,000 円	145,000 円
P T A 連絡協議会活動事業	80,000 円	92,000 円
ユネスコ協会活動事業	80,000 円	77,000 円
レクリエーション協会活動事業	80,000 円	54,000 円
ボーイスカウト・ガールスカウト活動事業	40,000 円	40,000 円

次の主な 3 つの理由から、交付の公平性を鑑み、総合的に判断した結果、上記を変更限度額として設定しました。

- ①補助金の限度額に対して各団体の活動実績を受けて交付した金額（４ページ「表 1」交付実績に示すとおり。）
 - ②各団体の代表者と本市により行ったヒアリング調査により、四街道市レクリエーション協会は補助対象経費の支出があったにもかかわらず会員の自己負担で完結させてしまった活動があった旨申告を受けた。（領収証書は会員個人が処分してしまったとのこと。）
 - ③ボーイスカウト及びガールスカウトは、本市との協働活動のほか、団体内部の団員負担金による活動も行っている。その一方で、その他の団体は広く一般市民に向けた活動のみであること。
- 以上のことを鑑みつつ、それぞれの金額の統一性を図った。

※ 事前に 3 者に対し、上記設定の可能性についてお伝えしたところ、全ての者から了承した旨の回答をいただいたことを付け加えます。

四街道市社会教育事業補助金交付要綱（現行）

（趣旨）

第1条 市長は、社会教育活動の推進を図るため、市民が行う社会教育事業に要する経費について、当該年度の予算の範囲内において四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、四街道市社会教育事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助事業者）

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、別表の左欄に掲げる者とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業は、補助事業者が行う次の事業とする。

- (1) 児童、生徒の健全育成をはじめ、青少年健全育成活動の推進又は各種教育活動等の支援のための事業
- (2) 地域の振興に関する事業
- (3) 家庭・学校・地域の連携を目指すための事業
- (4) 芸術、文化、歴史等の振興に寄与し、公共的意義のある事業
- (5) その他、市長が適当であると認める事業

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業を実施するために必要な経費とする。ただし、運営費及び交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、視察研修費、総会費、役員会費等は補助の対象としない。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、別表に掲げる額をその限度額とし、かつ、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内とする。なお、補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の返還）

第6条 補助対象者は、次年度繰越金額または剰余金額が補助金額を超過した場合は、その差額に相当する補助金を市長に返還しなければならない。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条、第5条）

補助事業者名	補助金の限度額
四街道市婦人会	145,000円
四街道市PTA連絡協議会	92,000円
四街道市ユネスコ協会	77,000円
四街道市レクリエーション協会	54,000円
ボーイスカウト四街道第1団	40,000円
ボーイスカウト四街道第2団	40,000円
ガールスカウト千葉県第62団	40,000円
四街道市郷土歴史館設立期成会	200,000円

四街道市社会教育事業補助金交付要綱（新旧対照表）

草 案	現 行
(趣旨) 第1条 市長は、社会教育活動の推進を図るため、<u>社会教育関係団体</u>が行う社会教育事業に要する経費について、当該年度の予算の範囲内において四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号。）及びこの要綱に基づき、四街道市社会教育事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。	(趣旨) 第1条 市長は、社会教育活動の推進を図るため、<u>市民</u>が行う社会教育事業に要する経費について、当該年度の予算の範囲内において四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、四街道市社会教育事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。
(定義) 第2条 <u>この要綱において「社会教育関係団体」とは、次の各号に掲げる法人その他の団体をいう。</u> (1) <u>社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条等に規定する団体</u> (2) <u>市内に事務所又は事務局を有し、市内で継続的かつ計画的に社会教育活動を行っている団体</u>	(補助事業者) 第2条 <u>補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、別表の左欄に掲げる者とする。</u>
(補助対象事業) 第3条 補助金の対象となる事業 <u>（以下「補助対象事業」という。）は、別表の左欄に掲げる事業とする。</u>	(補助対象事業) 第3条 補助金の交付対象となる事業は、<u>補助事業者が行う次の事業とする。</u> (1) <u>児童、生徒の健全育成をはじめ、青少年健全育成活動の推進又は各種教育活動等の支援のための事業</u> (2) <u>地域の振興に関する事業</u> (3) <u>家庭・学校・地域の連携を目指すための事業</u> (4) <u>芸術、文化、歴史等の振興に寄与し、公共的意義のある事業</u> (5) <u>その他、市長が適当であると認める事業</u>
(補助対象経費) 第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業を実施するために<u>必要な次の</u>経費とする。ただし、	(補助対象経費) 第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業を実施するために<u>必要な</u>経費とする。ただし、

し、運営費及び交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、視察研修費、総会費、役員会費等は補助の対象としない。 (1) <u>社会教育法（昭和24年法律第207号）の規定による社会教育活動に係る経費</u> (2) <u>その他、市長が適当であると認める経費</u>	運営費及び交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、視察研修費、総会費、役員会費等は補助の対象としない。																																				
別表（第<u>3</u>条、第5条） <table> <tr> <th>補助<u>対象</u>事業</th><th>補助金の限度額</th></tr> <tr> <td>婦人会<u>活動事業</u></td><td><u>80,000</u>円</td></tr> <tr> <td>PTA連絡協議会<u>活動事業</u></td><td><u>80,000</u>円</td></tr> <tr> <td>ユネスコ協会<u>活動事業</u></td><td><u>80,000</u>円</td></tr> <tr> <td>レクリエーション協会<u>活動事業</u></td><td><u>80,000</u>円</td></tr> <tr> <td>ボーイスカウト・ガールスカウト活動事業</td><td><u>40,000</u>円</td></tr> <tr> <td>(削る)</td><td>(削る)</td></tr> <tr> <td>(削る)</td><td>(削る)</td></tr> <tr> <td>(削る)</td><td>(削る)</td></tr> </table>	補助 <u>対象</u> 事業	補助金の限度額	婦人会 <u>活動事業</u>	<u>80,000</u> 円	PTA連絡協議会 <u>活動事業</u>	<u>80,000</u> 円	ユネスコ協会 <u>活動事業</u>	<u>80,000</u> 円	レクリエーション協会 <u>活動事業</u>	<u>80,000</u> 円	ボーイスカウト・ガールスカウト活動事業	<u>40,000</u> 円	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	別表（第<u>2</u>条、第5条） <table> <tr> <th>補助事業<u>者名</u></th><th>補助金の限度額</th></tr> <tr> <td><u>四街道市</u>婦人会</td><td><u>145,000</u>円</td></tr> <tr> <td><u>四街道市</u>PTA連絡協議会</td><td><u>92,000</u>円</td></tr> <tr> <td><u>四街道市</u>ユネスコ協会</td><td><u>77,000</u>円</td></tr> <tr> <td><u>四街道市</u>レクリエーション協会</td><td><u>54,000</u>円</td></tr> <tr> <td>ボーイスカウト四街道第1団</td><td><u>40,000</u>円</td></tr> <tr> <td>ボーイスカウト四街道第2団</td><td><u>40,000</u>円</td></tr> <tr> <td>ガールスカウト千葉県第62団</td><td><u>40,000</u>円</td></tr> <tr> <td><u>四街道市郷土歴史館設立期成会</u></td><td><u>200,000</u>円</td></tr> </table>	補助事業 <u>者名</u>	補助金の限度額	<u>四街道市</u> 婦人会	<u>145,000</u> 円	<u>四街道市</u> PTA連絡協議会	<u>92,000</u> 円	<u>四街道市</u> ユネスコ協会	<u>77,000</u> 円	<u>四街道市</u> レクリエーション協会	<u>54,000</u> 円	ボーイスカウト四街道第1団	<u>40,000</u> 円	ボーイスカウト四街道第2団	<u>40,000</u> 円	ガールスカウト千葉県第62団	<u>40,000</u> 円	<u>四街道市郷土歴史館設立期成会</u>	<u>200,000</u> 円
補助 <u>対象</u> 事業	補助金の限度額																																				
婦人会 <u>活動事業</u>	<u>80,000</u> 円																																				
PTA連絡協議会 <u>活動事業</u>	<u>80,000</u> 円																																				
ユネスコ協会 <u>活動事業</u>	<u>80,000</u> 円																																				
レクリエーション協会 <u>活動事業</u>	<u>80,000</u> 円																																				
ボーイスカウト・ガールスカウト活動事業	<u>40,000</u> 円																																				
(削る)	(削る)																																				
(削る)	(削る)																																				
(削る)	(削る)																																				
補助事業 <u>者名</u>	補助金の限度額																																				
<u>四街道市</u> 婦人会	<u>145,000</u> 円																																				
<u>四街道市</u> PTA連絡協議会	<u>92,000</u> 円																																				
<u>四街道市</u> ユネスコ協会	<u>77,000</u> 円																																				
<u>四街道市</u> レクリエーション協会	<u>54,000</u> 円																																				
ボーイスカウト四街道第1団	<u>40,000</u> 円																																				
ボーイスカウト四街道第2団	<u>40,000</u> 円																																				
ガールスカウト千葉県第62団	<u>40,000</u> 円																																				
<u>四街道市郷土歴史館設立期成会</u>	<u>200,000</u> 円																																				
附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和<u>7</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日から施行する。 (失効) 2 この要綱は、令和<u>10</u>年<u>3</u>月<u>31</u>日限り、その効力を失う。	附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和<u>4</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日から施行する。 (失効) 2 この要綱は、令和<u>7</u>年<u>3</u>月<u>31</u>日限り、その効力を失う。																																				

四街道市社会教育事業補助金交付要綱（草案）

（趣旨）

第1条 市長は、社会教育活動の推進を図るため、社会教育関係団体が行う社会教育事業に要する経費について、当該年度の予算の範囲内において四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号。）及びこの要綱に基づき、四街道市社会教育事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において「社会教育関係団体」とは、次の各号に掲げる法人その他の団体をいう。

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条等に規定する団体
- (2) 市内に事務所又は事務局を有し、市内で継続的かつ計画的に社会教育活動を行っている団体

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の左欄に掲げる事業とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、前条の補助対象事業を実施するために必要な次の経費とする。ただし、運営費及び交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、視察研修費、総会費、役員会費等は補助の対象としない。

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条の規定による社会教育活動に係る経費
- (2) その他、市長が適当であると認める経費

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、別表に掲げる額をその限度額とし、かつ、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内とする。なお、補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の返還）

第6条 補助対象者は、次年度繰越金額または剰余金額が補助金額を超過した場合は、その差額に相当する補助金を市長に返還しなければならない。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条、第5条）

補助対象事業	補助金の限度額
婦人会活動事業	80,000円
P T A連絡協議会活動事業	80,000円
ユネスコ協会活動事業	80,000円
レクリエーション協会活動事業	80,000円
ボーイスカウト・ガールスカウト活動事業	40,000円